

報告項目	報告内容
被処分者の氏名	牛谷 光孝
登録番号	1 5 2 0 1 0 7 3
所属する単位会	岐阜県行政書士会
事務所名称	うしたに行政書士事務所
事務所所在地	岐阜県各務原市那加新田町 1 丁目 7 0 番地 1
処分年月日	令和 7 年 4 月 2 2 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	登録されている所在地において事務所が無く、住所も転居しているが、事務所及び住所の変更登録申請書等は提出されていない。行政書士は行政書士法第 8 条で事務所を設けなければならないとされ、事務所所在地や住所等は行政書士法第 6 条、日本行政書士会連合会会則第 3 9 条により行政書士名簿の登録事項となっている。本会より、岐阜県行政書士会会則（以下「会則」という）第 7 2 条に基づき報告（請求）をしたが回答もない。 また、会費を正当な理由なく長期滞納している。会則第 1 1 条第 1 項に基づく会費納入催告書等も郵送したが、定められた期間までに納入は無い（会則第 1 7 条、岐阜支部規則第 2 1 条第 4 項）。 さらに、会員から補助者廃止届も提出されていない（岐阜県行政書士会補助者規則第 1 1 条）。 以上より、会員は行政書士法や会則に違反していることから、会則に基づき上記の処分を行う（会則第 9 条、第 1 0 条）。
処分根拠となる法令や会則の条文	・行政書士法第 1 3 条（会則の遵守義務） ・岐阜県行政書士会会則第 7 0 条（会則等の遵守事項） ・行政書士法第 8 条（事務所）、第 6 条の 4（変更登録） ・岐阜県行政書士会会則第 1 7 条（会費） ・岐阜県行政書士会岐阜支部規則第 2 1 条第 4 項（支部会費） ・岐阜県行政書士会補助者規則第 1 1 条（補助者の廃止）